

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について

- オープンカウンター方式とは、案件を公開し、見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、ご質問がある場合は下記2の問い合わせ先にご連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）について誓約できる者であること。

2 仕様書に関する問い合わせ先

山梨県警察本部総務室会計課調度係（国費担当）

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県警察本部代表電話：055-221-0110（内線2247）

3 見積書の提出先

山梨県警察本部総務室会計課調度係（国費担当）

〒400-0856 山梨県甲府市丸の内1-6-1

※ 見積書は、持参、郵送を問わず、仕様書記載の提出期日を必着とし、封筒の表に「**（案件名）の見積書在中**」と必ず朱書きして下さい。

4 契約の相手方及び契約金額について

期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低価格（消費税込）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込）となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には山梨県警察本部総務室会計課調度係から連絡いたします。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ金額についてお伝えいたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成してい

ただきます（契約金額によっては、作成を省略する場合があります）。

7 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）に誓約したものとします。

また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった際は、当該者の提出した見積書を無効とします。

8 その他

- (1) 見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込）を記載して下さい。
- (2) 見積書作成に要する費用等は、参加者の負担とします。
- (3) 上記4において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (4) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (5) 仕様書に「相当品可」と記載された案件において、相当品にて見積もる場合は、仕様の確認出来る資料を送付の上、事前の承認が必要となります。
- (6) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合もあります。